

# 多摩丘陵ゾーン

## 【多摩丘陵ゾーンの特徴】

- 多摩丘陵ゾーンの位置**  
本ゾーンは、多摩三浦丘陵群の北部に位置する多摩地域から横浜市にかけての丘陵地であり、市街地に近接するいくつかの大規模な緑地から構成されるゾーンである。
- 制度・施策的な経緯と特徴**  
三浦半島ゾーンと比較すると、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域等の首都圏における地域性緑地の指定を受けている区域が少ない一方、市街化調整区域や風致地区の指定に加えて、自治体固有の制度などにより緑地の保全が図られてきた経緯がある。この結果、市街地の中に、島状にまとまりのある緑地が点在する状況にある。
- 自然環境としての特徴**  
三浦半島ゾーンの緑地が規模的に大きく、また植生として常緑林のしめる割合が多いことに比較して、多摩丘陵ゾーンは、里地・里山として谷戸部の農地と一体となった中規模点在型である。植生は、落葉樹主体の2次林の占める割合が大きく、市民やNPO等による管理なども数多く行われていることも特徴として挙げられる。

## 多摩丘陵北部地域

### 【特徴】

- 多摩丘陵の最北端にあたり、都立多摩丘陵自然公園や桜ヶ丘公園が位置しており、八王子市から日野市、多摩市・稲城市まで広がっている。
- 自然環境の総点検では、人と自然のふれあいの場提供機能でランク1として評価されている。

### 【具体的施策】

- 日野市では、市の東部に位置する百草・倉沢地区の里山を保全するため、平成9年度より用地買収を進めており、平成15年度より、地域性緑地の指定を行っていく予定である。



桜ヶ丘公園

## 鶴見川源流域

### 【特徴】

- 鶴見川の源流域にあたり、小山田地区や小野路地区、七国山風致地区などの緑地が分布している。
- 自然環境の総点検では、生物多様性保全の場提供機能、人と自然のふれあいの場提供機能でランク1、良好な景観提供機能でランク2として評価されるなど、高い評価となっている。

### 【具体的施策】

- 小山田地区や小野路地区については、「東京における自然の保護と回復に関する条例」で新たに創設された「里山保全地区」の候補地であり、かつ、町田市における水と緑の拠点に位置付けられている地区である。
- 町田市は、これらの地区を重点的に保全していく方針であるが、都市整備会社が土地区画整理事業を計画し、一部を先行買収している地区であり（計画は中止となっている）、これら公園所有地の帰属問題も含め、鶴見川流域の自然環境保全上の課題ともなっている。



小山田緑地

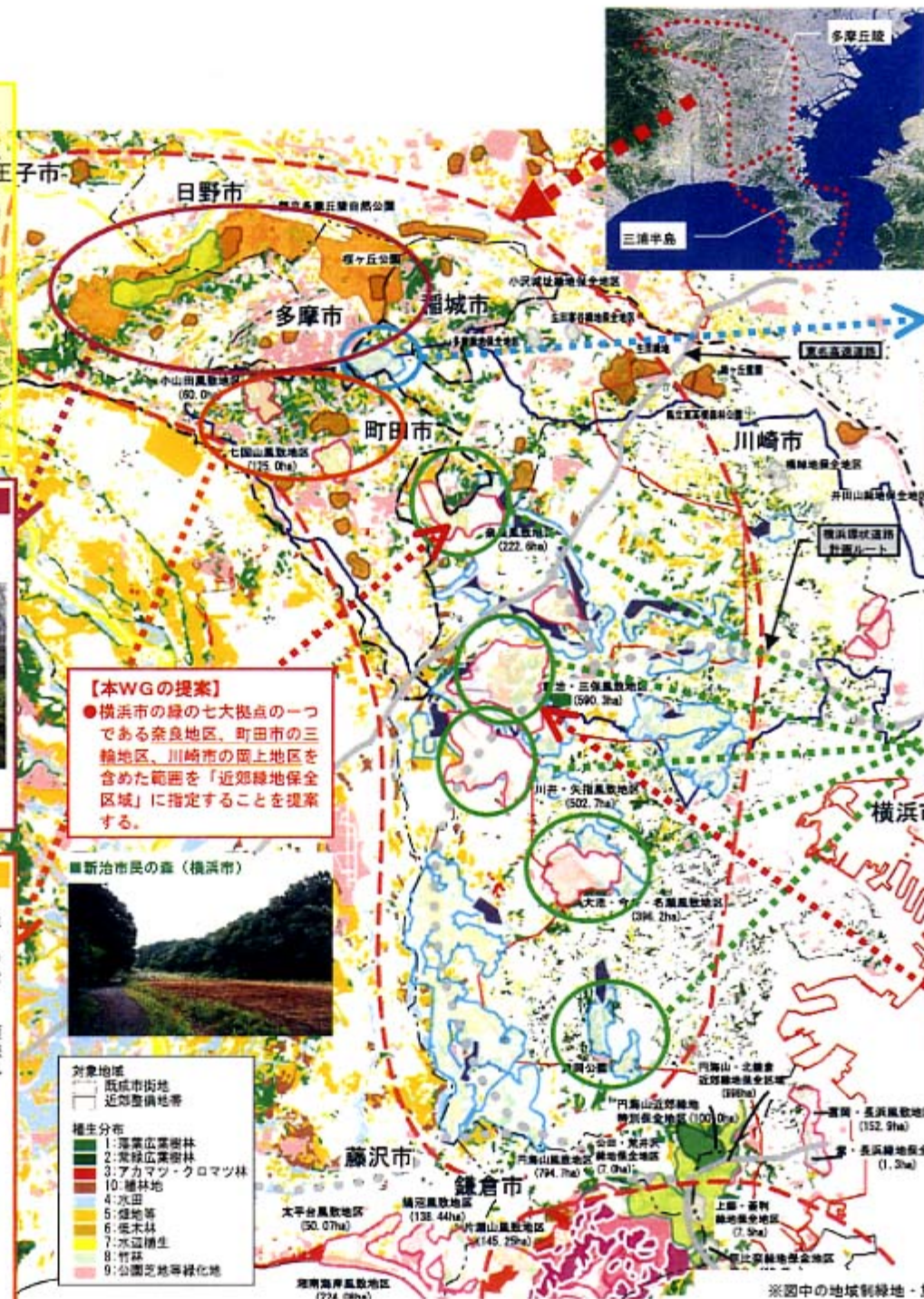
### 【本WGの提案】

- 横浜市の緑の七大拠点の一つである奈良地区、町田市の三輪地区、川崎市の岡上地区を含めた範囲を「近郊緑地保全区域」に指定することを提案する。

新治市民の森（横浜市）



対象地域	
■	横浜市街地
■	近郊整備地帯
植生分布	
■	1: 落葉広葉樹林
■	2: 常緑広葉樹林
■	3: アカマツ・クロマツ林
■	10: 雑草地
■	4: 水田
■	5: 畑地等
■	6: 低木林
■	7: 水辺植生
■	8: 竹林
■	9: 公園芝地等緑化地



※「地球観測衛星LANDSATの衛星画像」

## 川崎市黒川地区

### 【特徴】

- 川崎市西北部に位置する黒川地区は、市街化調整区域であり、農業振興地域に指定され、市域でもまとまりのある緑を形成すると共に、行政区をまたがる広域的な多摩丘陵として、貴重な緑地群を構成している重要な要素となっている。
- 町田市側の小野路地区や小山田地区等に存在する緑地と併せて、広域的な緑地群を形成している。

### 【具体的施策】

- 平成14年11月に答申を受けた「川崎市における新たな緑地保全方策について」に基づき、以下のような施策により緑地保全を展開していく予定である。  
(緑地保全地区の指定、条例による緑の保全地域の指定、要綱による緑地保全協定、ふれあいの森、保存樹林・保存樹木等の締結)

## 横浜市のみどりの七大拠点

### 【特徴】

- 「緑の七大拠点」のうち多摩丘陵にあたる5地域が点在している。  
(こどもの国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区)
- 自然環境の総点検では、人と自然のふれあいの場提供機能でランク1~2、良好な景観提供機能でランク1~2として評価されるなど、高い評価となっている。

### 【具体的施策】

- 北の森（三保・新治地区、川井・矢指地区）の重点的な緑地保全を図るため、「新治地区」では、平成15年度より緑地保全地区の指定、都市公園用地の買収を実施する予定である。
- 「三保地区」では、平成16~17年度を目処に緑地保全地区の指定を計画している。
- 緑の七大拠点の一つである三保・新治地区（緑の七大拠点）を「近郊緑地保全区域」に指定することを提案する。

凡例			
■	風致地区	■	自然公園
■	歴史的風土保存区域	■	都市公園
■	歴史的風土特別保存地区	■	農業振興地域
■	近郊緑地保全区域	■	農用地区域
■	近郊緑地特別保全地区	■	自然環境保全地域等指定地区
■	緑地保全地区	■	市町村界
---	県界	---	鶴見川流域界

※図中の地域制緑地・施設緑地は、比較的小規模なものは図示していない。